

令和5年3月29日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について」（令和5年3月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和5年3月

会計検査院

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について

<検査の状況の主な内容及び所見>

1 ワクチンの確保、管理、配布等の状況

(1) ワクチンの確保の状況

厚生労働省は、計8億8200万回分のワクチンを確保することにしたことについて、ワクチン製造販売業者の我が国への供給可能数量を確認した上で、特定のワクチン製造販売業者がワクチンの開発に失敗することなどがあったとしても国民にワクチンを接種できるように、当該供給可能数量を基に将来にわたるワクチン接種回数等について種々シミュレーションを行って決定したとしているが、同省がワクチンの確保に当たり作成していた資料には、確保することにした数量に係る算定根拠が十分に記載されておらず、それ以上の説明は得られなかった。

〔所見:厚生労働省は、今後、ワクチンと同様に確保する数量に不確定要素のある物資を緊急で確保する場合であっても、当該数量に係る算定根拠資料を作成して保存し、事後に当該数量の妥当性を客観的に検証することができるようすること〕

(2) ワクチンの管理、配布等の状況

厚生労働省におけるワクチンの在庫数量の把握状況についてみたところ、同省は、納入数量及び配布数量を必要な都度確認していたのみで、納入数量と配布数量との差引きにより在庫数量を算出するなどしたことを示す記録を作成していなかった。

令和3年2月16日から4年3月31日までの間に厚生労働省が都道府県等に配布したワクチンの数量（接種可能回数換算）は、計298,689,680回分となっていた。

〔所見:厚生労働省は、ワクチン等の管理を適切に行うために、基本的な情報となる在庫数量を適時適切に把握することができるよう、体制を整えること〕

2 補助金等の交付を受けて都道府県及び市町村が実施するワクチン接種事業の実施状況等

厚生労働省は、ワクチン接種のために必要な体制を実際の接種より前に着実に整備することを目的として都道府県及び市町村に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金（体制確保補助金）を交付している。

体制確保補助金に係る補助事業のうち、ワクチン接種に協力した接種機関等に支払われていた接種協力金について確認したところ、一部の自治体は、接種協力金の支払要綱等を策定するに当たり、接種協力金の全部又は一部について、具体的な経費の積算を行うなどせずに、明確な根拠に基づくことなく支払内容や支払単価を設定していたり、支払対象経費が何であるかを具体的に定めていなかつたりしていた。

〔所見:厚生労働省は、都道府県及び市町村に対して、接種機関等に支払った接種協力金を体制確保補助金の補助対象経費とする場合は、接種協力金の支払要綱等の策定又は改定に当たり、明確な根拠に基づいて接種協力金の支払内容、支払単価等を決定するよう指導すること〕